

商工神奈川

2020

5

TOP NEWS ▶ 令和元年度(平成31年度)設立組合の概要

No.749

Contents

〈巻頭〉令和元年度(平成31年度)設立組合の概要	2
新設組合のよこがお	3
〈特集〉新型コロナウイルス感染症にかかる 支援策のご案内	4
総会終了後の事務手続きについて	7
神奈川県中央会 ビジネスBLOGのご紹介	8
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集 ・専務理事のちょっと役に立つ話	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

令和元年度設立組合の概要

(平成31年度)

新たに19組合が設立されました!

I 概 況

中小企業組合は、中小企業者が複数集まり、『相互扶助の精神』に基づいて共同で事業を行い、経営資源を互いに補完しながら課題解決を図ることで、中小企業者の経済的地位の向上を目的とする連携体です。また、組合は地縁団体的性格を有しており、地場産業の振興や地域のまちづくりの推進等においても寄与してきました。近年は情報化、グローバル化、消費者ニーズの多様化等経営環境が大きく変わり、中小企業組合の役割も多様化しつつあります。

令和元年度(平成31年度)における神奈川県内の中小企業組合等の新規設立数は19組合で、組合の種類は「事業協同組合」が17組合、「協同組合連合会」及び「企業組合」がそれぞれ1組合ずつとなっています。

II 項目別設立状況

1. 設立組合数(各種組合の総数)

令和元年度(平成31年度)の組合新規設立数は19組合であり、平成30年度と比較すると設立数は13組合も増加しています。これは過去3か年の設立件数と比較しても高い件数です。

また近年、外国人技能実習生の共同受入事業を見据えた設立相談が多く、当年度はさらに相談件数が増加しました。しかし、本事業を巡り全国的にトラブルが多発しており、本会ではこの事業を見据えた設立案件に対しては、注視しながらの指導を徹底しています。

2. 業種別の組合数

業種別による組合数は、「建設業」7組合、「異業種」5組合、「サービス業」2組合、「医療・福祉業」2組合、「製造業」1組合、「卸売業」1組合、「運輸業」1組合となっています。

全国的には、異業種による組合数が急激に増加しており、外国人技能実習生の共同受入事業を見据えた新設組合の増加が背景にあると思われます。

3. 設立組合の地区

設立組合の地区は、全国を地区とする組合が1組合、複数都道府県が3組合、複数市町村が9組合、単一市町村が5組合となっており、平成30年度と同様、広範囲での設立組合が比較的多くなっています。

※企業組合は、地区の設定が任意となります。

4. 設立組合の規模

設立組合の組合員数は、4人以下の少人数で組織する組合が8組合、5～9人が10組合、11名以上が1組合となっており、例年少人数での設立割合が増えていますが、令和元年度(平成31年度)においてもその傾向が表れています。

令和元年度(平成31年度)設立組合一覧

組 合 名	成 立 年 月 日	業 種	地 区
小田原市建築事業協同組合	平成31年 4 月 1 日	建 設 業	小田原市
ロジ&ビルドジャパン事業協同組合	平成31年 4 月16日	運 輸 業	相模原市、藤沢市、厚木市
協同組合FURUSATO	平成31年 4 月25日	製 造 業	平塚市、小田原市
パシフィック協同組合	令和元年 5 月24日	異 業 種	川崎市、横浜市、横須賀市、三浦市
なかはらNTR協同組合	令和元年 5 月29日	異 業 種	川崎市、横浜市、相模原市、愛川町、清川村
しんわ協同組合	令和元年 6 月17日	異 業 種	横須賀市
企業組合プランツヘルパーすこっぴ	令和元年 6 月27日	建 設 業	—
東日本建設事業協同組合	令和元年 7 月 5 日	建 設 業	横浜市、平塚市、伊勢原市、藤沢市
ひかり協同組合	令和元年 7 月 8 日	建 設 業	横浜市、川崎市、横須賀市
シャロームマザアス協同組合	令和元年 9 月10日	医療・福祉業	東京都、神奈川県
全国サイディング事業協同組合連合会	令和元年10月 1 日	建 設 業	全国
かながわ環境ソリューション協同組合	令和元年10月 1 日	サービス業	横浜市、川崎市
FIT協同組合	令和元年11月11日	異 業 種	青森県、東京都、神奈川県、愛知県
協同組合HOF	令和元年11月11日	建 設 業	横浜市、鎌倉市
横浜国際医療介護協同組合	令和元年12月 3 日	医療・福祉業	神奈川県、長野県
横須賀学校給食納入事業協同組合	令和元年12月17日	卸 売 業	横須賀市
小田原市一般廃棄物収集運搬業協同組合	令和元年12月25日	サービス業	小田原市
横浜ロジサービス協同組合	令和元年12月27日	異 業 種	横浜市
令和人材協同組合	令和 2 年 2 月 5 日	建 設 業	横浜市、川崎市

新設組合のよこがお

横須賀学校給食納入事業協同組合

フレッシュな仲間をご紹介します。

New!!

連 絡 先 ■ 〒238-0006 横須賀市日の出町一丁目9番地 株式会社ヤチヨ内

代 表 者 名 ■ 鈴木孝博

成 立 年 月 日 ■ 令和元年12月17日

地 区 ■ 横須賀市の区域

所管行政庁 ■ 横須賀市

組 合 員 数 ■ 4人

加 入 資 格 ■ 食料・飲料卸売業を営む事業者

出 資 金 額 ■ 2,000,000円

事 業 ■ 共同受注事業、共同購買・仕入事業、教育情報提供事業、福利厚生事業



組合の概要

現在、横須賀市は他の自治体と同じく、少子高齢化・人口減少・生活スタイルの変化など様々な要因により、市内できめ細かい食料・飲料の供給を行うことのできる市内企業が減少しています。存続している企業も経営体力の低下・市外事業者との競争激化による経営環境の悪化という問題を抱えており、このままでは横須賀市の食を支える事業の継続が難しくなっていくことさえ考えられる状況です。

こういった変化する社会的状況の中、横須賀市内の食料・飲料卸売業を営む事業者で広く協同して地域の食を支える安定した基盤を確立し、未来を担う本市の生徒児童の心身の健全な発達に資するために、市内小学校及び中学校給食において安全・安心に配慮した食材が提供できる組合を設立しました。

個々の事業者が担っている小学校の学校給食事業を共同受注事業として手掛け、地域への安定した食の供給の基盤を確立し、今後予定されている中学校の学校給食事業においても地域で同様の役割を担い続けるつもりです。更に、学校給食食材の共同購入等を通じて各社の経営の合理化、効率化及び学校給食の安定供給に寄与していきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策のご案内

新型コロナウイルス感染症にかかる各種支援策をご紹介します。

※掲載内容は、令和2年5月11日時点の情報となります。

最新情報は各お問合せ先又はホームページでご確認いただくようお願いいたします。

・雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【助成率】 大企業2分の1、中小企業3分の2（1人8,330円/日、1年間で100日が上限）

※4月1日～6月30日までの期間は下記の助成率で上記100日と別枠で利用可能

大企業3分の2、中小企業5分の4

大企業4分の3、中小企業10分の9（解雇等を行わない場合）

【対象期間】 休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日まで

【特例措置】 ①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。

②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間が1か月。

※4月1日～6月30日までの期間は生産指標が5%減から対象。

③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。

④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

⑤雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。

⑥事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）なども対象。

⑦都道府県知事より休業要請を受ける等の事業者については助成率が増加。

【お問合せ先】 神奈川助成金センター TEL：045-650-2801〔平日 8時30分～17時15分〕

【詳細 QR コード】



・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対して、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に助成されます。

【対象者】 ①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10（8,330円を日額上限）。

【適用日】 令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

【お問合せ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談センター
TEL：0120-60-3999〔毎日（土・日・祝含む）9時～21時〕

【詳細 QR コード】



・働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むための経費の一部を補助します。

【対象取組】テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更
労働者に対する研修、周知・啓発

【対象経費】機械装置等購入費、謝金、旅費、会議費等
※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費は対象外

【補助率】4分の3(1企業300万円上限、1人40万円上限)※成果目標の達成の場合
2分の1(1企業200万円上限、1人20万円上限)※成果目標未達成の場合

【募集期間】令和2年4月1日～令和2年12月1日

【お問合せ先】テレワーク相談センター TEL: 0120-91-6479 (平日 9時～17時)

【詳細 QR コード】



・IT導入補助金2020(2次公募)

働き方開会や賃上げ、インボイス等に対応するため、生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助します。

【対象設備】ソフトウェア費、導入関連費

【補助率】2分の1

【補助額】補助額30～150万円未満(1つ以上のプロセスを保有する場合)

補助額150～450万円未満(5つ以上のプロセスを保有する場合)

※プロセスとは、ソフトウェアが持つ機能により生産性が向上する工程、あるいは効率化される工程を指します。

【募集期間】令和2年6月上旬～令和2年12月下旬(6、9、12月に締切を設ける予定)

【お問合せ先】下記ホームページよりお問合せください

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

【詳細 QR コード】



※ただし、当機関誌発行時は1次公募のページとなります。

・神奈川県 中小企業金融支援

最近1か月の売上高が前年同期より5%以上(15%未満)減少している方

セーフティネット保証5号

融資対象者	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比べて5%以上減少しており、セーフティネット保証5号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等 注：新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、6月30日までは直近1か月の売上高の5%以上減少とその後2か月を含む3か月の売上高見込みが5%以上の減少でも可能です。
融資限度額	8,000万円(別枠) 注：「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」との合算
融資期間	運転資金・設備資金：1年超10年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率(固定金利)	1年超5年以内：年1.6%以内 5年超10年以内：年1.8%以内
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証)保証料率は、0.41%(県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

最近 1 か月の売上高が前年同期より15%以上減少している方

新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)(4月1日から)

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近 1 か月の売上高が前年同月の売上高に比べて 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月の売上高が前年同期に比して 15%以上減少することが見込まれる、危機関連保証の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等
融資限度額	2億8,000万円(別枠) 注:セーフティネット保証とはさらに別枠
融資期間	運転資金・設備資金:10年以内(据置期間2年以内を含む)
融資利率(固定金利)	2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超10年以内:年1.6%以内
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(100%保証) 保証料率は、0%(県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

最近 1 か月の売上高が前年同期より20%以上減少している方

新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近 1 か月の売上高が前年同月の売上高に比べて 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月の売上高が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれる、セーフティネット保証 4 号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等
融資限度額	2億8,000万円(別枠) 注:「セーフティネット保証5号」との合算
融資期間	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率(固定金利)	2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超10年(15年)以内:年1.6%以内 注:カッコ内は設備資金の場合
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(100%保証) 保証料率は、0%(県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

融資対象者	新型コロナウイルス流行の影響により、最近 1 か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同月に比べて5%以上減少し、かつ、その後 2 か月を含む3か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融資限度額	8,000万円
融資期間	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率(固定金利)	2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超10年(15年)以内:年1.6%以内 注:カッコ内は設備資金の場合
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証) 保証料率は、0.17%から1.04% (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

【お問合せ先】

神奈川県産業労働局中小企業部 金融課経営相談窓口
TEL: 045-210-5695
〔平日 8時30分～12時、13時～17時15分〕



上記の支援策には細かな要件等もございますので、
詳細は公募書類をご確認いただき、
ご不明な点は各種お問合せ先までご連絡ください。

(独)中小企業基盤整備機構が運営する J-Net21 等ではこの他にも様々な補助金を検索できますので、ぜひご活用ください。

URL : <https://j-net21.smrj.go.jp/index.html>



総会終了後の事務手続きについて

総会終了後、所管行政庁への届出など各種事務手続きが発生します。主な事務手続きを一覧にまとめましたので、ご参照下さい。

～総会終了後の主な事務処理～

- ◆ **決算関係書類の行政庁への提出**：通常総会終了後2週間以内に、通常総会の議事録を添えて提出
- ◆ **役員変更届書の行政庁への届出**：役員の変更があった場合には、その変更の日から2週間以内に所管行政庁に届出
- ◆ **税 務 申 告 及 び 納 税**：事業年度終了後2ヵ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて申告及び納税
- ◆ **代 表 理 事 の 変 更 登 記**：代表理事の変更があった場合には、就任した日から2週間以内に法務局に変更登記申請をする。(同じ人が再選されても、変更登記は必要)※
- ◆ **定款変更の認可申請及び登記**：総会で定款変更をした場合には、速やかに所管行政庁に定款変更の認可申請をし、認可を受ける。(変更が登記記載事項の場合には、変更登記が必要)

※代表理事は就任したときに変更登記する責任と、任期が終わるときに後任を選ぶ責任が発生します。前者をしなかった場合は「登記懈怠」、後者をしなかった場合は「選任懈怠」として過料の対象となる可能性があります。過料が科されるかどうかは、次の方法で決定します。

法務局で登記懈怠や選任懈怠を発見したときは、この内容を裁判所に通知します。裁判所では、裁判官が通知のあった内容来判断し、故意又は過失があると認められるときは過料を科すことを決定します。

過料が決定した場合は、過料決定通知が地方裁判所から代表理事（元代表理事も含む）個人宅に直接届きますので、受け取って驚かれる方も多いようです。

なお、この過料は行政罰で刑法上の「科料・罰金」とは異なりますので、特に前科にはなりません。

◎所管行政庁への届出

項 目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ1部
② 神奈川県所管組合 (商工組合、全県を地区とする組合)	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ1部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ1部

※なお、決算関係書類及び役員変更届出については、1部ずつ余分に提出し、受付印を受けて組合控として保管することを推奨いたします。

◎定款変更の認可申請先（総会の議決後遅滞なく）

項 目	提出先及び部数
① 国の各省・各局所管組合	○各省・各局へ2部
② 神奈川県所管組合 (商工組合、全県を地区とする組合)	○県産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループへ2部
③ 市町村所管組合	○主たる事務所を管轄する商工担当課へ2部

◎変更登記

I 定款変更を伴わない場合

登記の種類及び主な添付書類	登記期間
① 代表理事の変更 ・総会議事録 ・理事会議事録 ・定款	変更のあった日から2週間以内
② 出資金の変更 ・出資の総口数及び払込済出資総額の変更を証する監事の証明書	当該事業年度終了の日から4週間以内又は 変更のあった日から2週間以内
③ 事務所所在地の変更 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

II 定款変更を伴う場合

登記の種類及び主な添付書類	登記期間
① 名称、地区又は事業の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録	定款変更認可書到達の日から2週間以内
② 事務所所在地の変更 ・定款変更認可書 ・総会議事録 ・理事会議事録	移転の日から2週間以内

☆お願い：定款変更認可申請書、決算関係書類提出書、役員変更届書は、中央会にも1部ご提出いただければ幸いです。



本会ホームページでは、中小企業の方々の経営に役立つ情報提供を行うため、ビジネス BLOG を開設しています。今回は過去に株式会社インプルーブキャリアデザイン 代表取締役 石川紀代美 氏に執筆いただいたビジネス IT スキル情報の「Windows10への無償アップグレード方法」について本機関誌で紹介させていただきます。

ビジネス IT スキル情報「Windows10への無償アップグレード方法」

2020年1月14日で Windows7のサポートが終了しました。サポートが終了したといっても、パソコンが使えなくなるわけではありませんが、セキュリティ更新プログラムの提供が停止するため、セキュリティ上危険な状態になってしまいます。Windows7をそのまま使い続けるのは危険ですので、パソコンや OS を買い替えたりした方が多いのではないのでしょうか。しかし、まだ Windows7 を使っているという方もいらっしゃると思いますので、現在使っているパソコンを Windows10 にアップグレードする方法をご紹介します。

Windows7や8.1から Windows10に無償でアップグレードする期間が2016年に終了しましたが、実は今もマイクロソフトのページでは Windows10への無償アップグレードが可能となっています。ただし、パソコンの性能によってはアップグレードができないかもしれませんので、自分のパソコンがシステム要件を満たしているかを確認してから行ってください。

【Windows 10 コンピュータの仕様とシステム要件を見つける方法のページ】

<https://www.microsoft.com/ja-jp/windows/windows-10-specifications>

無償アップグレード期間に Windows10 にアップグレードをしたけれど、使いづらいなどで元の Windows のバージョンにダウングレードした人は、それを利用して Windows10 にアップグレードすることができます。また、期間中にアップグレードしたことがないという方も、マイクロソフトが提供する Windows10 へのアップグレードツール(Media Creation Tool)を使って Windows10 をダウンロードして、パソコンにインストールすることができる可能性があります。

【Windows10へのアップグレードツールのダウンロードページ】

<https://www.microsoft.com/ja-jp/software-download/windows10%E3%80%80>

上記の URL をクリックしてマイクロソフトの Windows10 のダウンロードページを開きます。そのページ内の「PC への Windows10 のインストールをご希望ですか?」にある「ツールを今すぐダウンロード」ボタンをクリックします。ダウンロードフォルダーにツールがダウンロードされますので、ツールのアイコンをダブルクリックしてインストールを進めていけばアップグレードできます。



アップグレードをする前には、必ずバックアップを取ってもしもの時に備えてください。

いかがでしたでしょうか。ビジネスブログでは、労務管理や経営革新等のお役立ち情報も掲載しており、バックナンバーで過去に掲載した記事もご覧いただくことができます。今年度も5月以降に連載を開始する予定ですので、是非、お気に入り登録することをオススメいたします！

【URL】

<https://blog.goo.ne.jp/chuokai-kanagawa>



組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

& A

第32回



成田博隆 先生

成田公認会計士事務所
所長

Q. 当組合は工業団地の組合です。組合員の全員が理事又は監事に就任しております。先月、税務調査を受け、年初に役員全員が参加してホテルで開催された賀詞交換会の費用について、福利厚生費勘定として損金に算入しておりましたが、役員賞与に該当するとの指摘を受け、損金算入を否認された上で役員賞与と認定されました。組合の所得が増加するとともに役員個人の給与所得も同額だけ増加する結果となりました。このような結果になったのは、私どもの組合としての会計処理が妥当ではなかったからなのでしょう。今後このようなイベントが開催される場合に、より適切な会計処理方法があればご教示ください。

A. 株式会社や有限会社等一般の企業組織については全従業員、役員を対象に開催される忘年会、新年会等に関する支出で、法人税法上の福利厚生費として損金に算入することができるための要件が定められていますので、以下に列挙します。

- ①参加者が一部の役員や従業員に限定されるものではないこと。
- ②支出金額が概ね一律であること。
- ③支出金額が社会通念上通常要する費用の範囲内として考えられるものであること。

そこで、以下ではご質問の事例に則して損金算入の要件とされるポイントを検討することとします。

第一に問題となる対象が賀詞交換会ですが、これは一般的に新年会と同義で用いられることから特に問題とはならないと判断されます。第二番目は参加者が役員に限定されている点については問題がありそうです。第三番目は支出金額が特に高額か否かという点について判断の対象となります。第二及び第三のポイントについては株式会社、有限会社のような一般企業の組織においてはこの判断については税務調査の際に問題となる可能性あると思われますが、協同組合等の組織では必ずしも損金算入について否認されるとは限りません。

そもそも、貴組合では組合員全員が役員に就任していることから、賀詞交換会に参加している資格は組合の役員というよりも組合員としての資格に注目すべきであると考えます。組合は組合員の相互扶助のために事業を行うのであり、組合事業の中でも福利厚生事業は主要なものの一つと考えられます。中小企業等協同組合法第9条の2第1項第3号には「組合員の福利厚生事業」が組合の行える事業として掲げられています。

貴組合の税務調査担当者は株式会社等の一般的な組

織を念頭に役員のための新年会として捉えたものと思われます。しかし、この新年会は協同組合の役員を対象として開催されたものというよりはむしろ全組合員を対象とした福利厚生事業であると捉えるべきであろうと考えられます。このように解すれば、全組合員が参加する賀詞交換会に係る費用は常識的に見て特に高額でない場合であれば原則として損金に計上する余地があるものと判断されます。

福利厚生事業としては、共済事業、災害見舞金の給付、慰安会、観劇会、旅行等々が考えられますので、新年会や忘年会もこれらに含まれるものと解されます。

問題は賀詞交換会に係る支出を損益計算書の一般管理費の区分に「福利厚生費」という勘定科目を以て計上したことにあります。一般管理費の中の「福利厚生費」であれば役員及び従業員の多くが参加するイベントの開催であろうと受け止められるおそれがあります。ところが、実態は組合員のための新年会であり、たまたま貴組合の全組合員が役員に就任しているために、役員のための新年会と判断されたのでしょうか。

もう一つ非常に重要な点は組合の会計は組合員総会で承認を受けた予算に基づいて執行されます。福利厚生事業が年間予算に組み込まれており、この予算に基づいて適正に執行されなければなりません。従って組合の予算書に新年会を福利厚生事業として明確に示さる必要があります。

結論としては、組合員総会に上程する予算書に新年会にかかる支出見込額を福利厚生事業費として計上するとともに損益計算書には事業費の区分に福利厚生事業費として明確に記載することによって、支出額が不相当に高額でなければ損金算入が可能になるものと考えます。今後、この種の事業が開催される場合にはこのような点に十分ご留意ください。

② 上記は令和2年4月7日時点の情報になります。今後、新たな指針等が策定された場合、本会のホームページで情報提供を行う予定です。

組合個別 専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律、税務・経理、労務

令和2年

6月3日(水)

新たに労務関連の
相談ができるよう
になりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133

製造業

食	パン 給食、各種イベントの再開が不透明であり、パート、アルバイトのシフト等も困難な状況である。
	酒造 令和元年12月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比95.79%と下回った。特定名称酒以外の普通酒も対前年比96.14%と下回り、合計で対前年比89.37%と前年を下回る結果となった。
料	ひもの 新型コロナウイルスの影響が出ている。インターネット販売等で一部増加が見られるが、これは例外に過ぎず、大口需要者である観光客相手の宿泊施設、ドライブインでは売上が減少している。この他、学校給食もキャンセルが出る等、業界では売上が大幅減少しており、資金繰りに苦しむ組合員が少なくない。
	製麺 今月は学校給食をはじめ、学食、イベント等、多くのことが新型コロナウイルスの影響でなくなってしまった。また、不要不急の外出を控えるようにと政府やマスコミがアナウンスするので、外食も少なくなり、八方塞がりになっている。
織維工業	テントシート 3月も前年に比べ、売上は減少している。暖冬に加え、新型コロナウイルスの影響でイベント用テント等の需要は全く無くなり、3月後半には自動車関連の工場等は売上減少による警戒感から発注済みの仕事の延期要請、発注の先延ばし等が発生している。
	家具 家具新聞による3月緊急アンケート結果は次のとおり。①3月の売上は3割減見込み。②中国産の布地が欠品。木材は在庫がある。③コンテナ案件で建設側の工事遅れの影響で家具の納品遅れが発生。一方、「家にいる時間」が増えるため、家具の出番と前向きに考える業者もいる。
印	製本 繁忙期につき例年通りの仕事量ではあったものの、観光・イベント・講演会等の仕事がコロナの影響で激減し、忙しさも例年より早く収束してしまった。4月以降、仕事の減少が予想され、予断を許さない状況が続くそうである。
	印刷 当組合主催の交流会が4月中旬に開催する予定となっている。印刷会社と繋がりたい方を掘り起こし、印刷業と地域クリエイターたちの「出会い」と「学び」の場とし、お互いのビジネスが活発化し、印刷業界と知己の発展の一助となることを目的としている。
化学・ゴム	石油製品 2月中旬から、組合員も新型コロナウイルスの感染拡大の影響を徐々に受け、売上が減少傾向になっている。このような中、各社は集団感染を防ぐため、密閉、密集及び密接場面を避けた新規採用社員教育について検討している。感染拡大により、新年度は始まりから先行きが見通せない重苦しい空気になっている。

土窯製品・	砕石 新型コロナウイルスの影響による需要の緩みは今のところ目立たないものの、一部では人員減などにより操業度が停滞しており、売り上げ全体は激減ないし横這い。
	工業塗装 3月20日以降、新型コロナウイルス発生による生産量減少の影響が出始めてきており、各自動車メーカーの工場が生産停止の恐れがある。新型コロナウイルスの影響は得意先に至っておらず、予定通り生産できているが、今後が心配される。
鉄鋼	工業団地（相模原市） 令和元年度の共同受電電力使用量は前年度比▲6.6%であり、工場稼働率の低下が見られる。但し、3月は前年同月比ほぼ横這い。機械金属製造への新型コロナウイルスの影響は4月以降本格化。半導体製造装置関連は5G向け需要等から堅調で、消費者向けの食品は家庭での食事が増えたため、売上増。
	工業団地（相模原市） 新型コロナウイルスによる具体的な影響はないものの、引き続き部品調達難や国内需要減少見込みや、トラック、バス関連の一部部品供給、操業停止がゴールデンウィーク周辺にて5～7日予定されるなど動きあり。先行きへの不安が増大している。
金	工業団地（伊勢原市） 新型コロナウイルスの感染の状況が予断を許さず、当組合も海外工場や親会社の動向、自社のコロナ感染の危険等不確定要素が多すぎる。製造業は現場の作業が基本であり、厳しい状況が継続。新年度の見込みも予想できない。
	金属製品 新型コロナウイルスの影響が出始めており、経営が非常に厳しい企業も出始めた。経費節減での見直しで組合を脱退する企業もある。現在は先行きが見通せない状況で、何時までに新型コロナウイルスが収束するのか不安が募る。
輸送機器	指定業者（船舶） 造船業界は慢性的な供給過剰状態に有る。日本のお家芸とも造船王国とも言われたのは過去の事で現在の世界シェアは2割、中韓が7割を占めている。その上、経営悪化した会社に公的資金を注入し救済を図り、大手と経営統合を進める。これでは過剰設備の整理が一向に進まない。
	工業中心の複合業種 3月も下旬になるほど、新型コロナウイルスの影響が出てきている。会員の9割以上が受注減等の影響を受けている。現在はまだまだ大きな影響は出ていないが、このまま長引けば深刻な状況になるのは避けられない。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
									
	-56.8%	-4.3%	-13.5%	-18.9%	-55.4%	-40.5%	-28.6%	-16.2%	-54.1%
									
製造業	-57.1%	19.0%	-4.8%	-14.3%	-52.4%	-42.9%	-28.6%	-23.8%	-52.4%
非製造業							—		
	-56.6%	-24.0%	-17.0%	-20.8%	-56.6%	-39.6%	—	-13.2%	-54.7%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非 製 造 業	
卸	菓子卸 売上は昨年と比べて、あまり変わらなかったようである。しかし、3月中旬からは、新型コロナウイルスの影響からか、職種によっては、注文が極端に減ったお客様も出てきている。4月については先が見えず、不安の声が多く出ている。
	卸団地 9月の台風15号被災により海水が浸水し、設備が破損、かつ商品在庫も被災し、廃棄処分、マンパワーにより換業している状況。従来の営業状況を回復すべく、設備、在庫とも早々に準備したため、資金繰りは多忙な状況となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少、仕入れ困難な企業も発生している。一方、果ごもり需要により売上急増している企業もあるが、全般的に減収。
	料理材料卸 外食産業も大変な状況にあり、卸売全体では対比70%くらいであろう。4月はより悪化することが考えられ、対処方法を考えなくてはならない。5月後半に開催予定であった展示会も中止することとした。
売	リサイクル 古紙の輸出状況については、新型コロナウイルスの影響で欧米品のキャンセルが相次ぎ、一時的に中国への輸出価格が上昇しているものの、依然製品需要は低迷しており状況を打開できるほどの価格は見込めない。
	リサイクル 古紙市況は、年度末における国内の供給過剰のもと、問屋在庫は高水準であるが、国内製紙メーカーの生産は減少のため、需要は低下傾向にある。アジア向けの輸出についても、新聞やダンボールなどで価格の上昇が見られているが、採算割れは続いている。ガラスびん市況は、新型コロナウイルスの影響による外出自粛で飲食店からの発生が減少しており、リユースのびんが減少し、カレットへの影響が懸念される。
業	菓 子 3月中旬から店頭への顧客数がさらに減少している。学校関連の行事も軒並み中止となり、受注減。
	青 果 3月は気温の上昇とともに、前月に続き野菜果実ともに生育は前進傾向ながらも順調な出荷であり、相場も安定していたが、依然、新型コロナウイルスの拡大情報で不安感が増し、一般消費者の買いだめの影響により販売高は例年並みであったが、納品関係は日々悪化している状況であり、先行きが見えない厳しい展開であった。
	乳製品 宅食牛乳は、新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中、今のところ大きな影響は見られない。しかしながら、政府が2月末に小中高校などに対して臨時休校を要請したことにより、学校給食牛乳が停止し生産需給が厳しい状況にある。生乳の余剰分を破棄されないよう、できるだけ家庭で飲んでもらえるように需要を喚起するしかない。
	新聞販売 新型コロナウイルスの影響で新聞折り込みが激減し、組合員の経営に深刻な打撃を与えている。
小	新聞販売 新型コロナウイルスで広告が激減している。
	電化製品 消費者の購買意欲が新型コロナウイルスの拡大により低下。販促策も積極的に打てない状況であり、こじばらくは厳しいと思う。
	食 肉 新型コロナウイルスの影響により、遠出せず、近所の組合員で買物をする方が増えている。イベントが軒並み中止になっているので当連合会も先行きが不安である。
	鮮 魚 学校が休校になったため、給食納入売上げがゼロ。納入業務に支えられている現状では死活問題。数ヶ月続くような事になったら、廃業する店が多数出てくる。
売	燃 料 2月から新型コロナウイルスの影響により、原油価格(WTI)が下落しており、2月だけで仕切価格は約5円/ℓ下振れし、3月に入っても、さらなる原油価格の下落により、仕切価格はさらに約20円/ℓほど、下振れている状況である。従来から販売不振である中で新型コロナウイルス問題でさらなる販売数量が減少している。
	共同店舗 新型コロナウイルスのため、お客様が来店せず、売上も減少。
	商店街（横須賀市） 新型コロナウイルスによる自粛要請の影響により来街者の減少が続く。
	商店街（横浜市） 2月期は新型コロナウイルスの影響により、来街者が減少。3月開催予定のイベントも自粛により中止が決定し、今後の商況が心配。
業	商店街（藤沢市） 新型コロナウイルス対策で近隣競合他社が休業や営業時間短縮に追い込まれる中、当商店街はほぼ通常の営業を継続している。そのため、全体の売上は前年並みであり、特に生鮮加工食品店舗は好調に推移し、日用品を扱っている店舗への影響も少ない。ただし、状況の長期化により、嗜好品を扱う店舗は悪化が懸念される。
	商店街（川崎市） 相変わらず新型コロナウイルス関連の情報で振り回されている。近くで感染者が出てくると一変すると思うが、今のところ発生していないので、通行量も少し影響しているくらいである。商店街全体としては売上は減っているが、最悪という状態まではいっていない。
	商店街（相模原市） 新型コロナウイルスの影響で各店の売上げが半分以上となっているようである。それに対する助成を要望する声が多く、組合としてなんとか対応してやりたいと思う。
サ	温泉旅館 3月は、卒業旅行等の若いお客様を中心とした営業になった。月末は、外出自粛要請により、ほぼキャンセルの状態。
	医療業 病院・診療所の患者減(新型コロナウイルスの影響)により、医薬品の売上げが大幅に減少したため、売上・収益状況が大きく下方した。保険診療の資金への影響は、3ヶ月後、つまり6月に収入となるため、6月以降に新型コロナウイルスによる減少分の影響が具体的に出てくる。
	ファイナンシャルプランナー 新型コロナウイルスの影響で研修やセミナーの開催が中止となり、売上は減少している。今後の見通しは厳しいものと予想している。
	情報サービス業 会社間で分散状況あり。5G 開発関連等3社好調だが2社は減少。引合旺盛だが、人手不足感あり。新型コロナウイルス騒動により先行き不透明感があり、車やタイヤ関連業務で影響がある模様。一部の社員向けに在宅勤務、リモートワークの環境整備を進めており、現段階では追加出費が微増。中国の対応遅れに対する巻き取りを要請される案件あり。
ビ	プラント設計 新型コロナウイルスの影響が今後どのようにでてくるのか、現段階では不透明だが、間違いなく悪影響になることが予想される。
	不動産鑑定 現在、新型コロナウイルスの住宅取引市場への影響を調査中である。
	建築設計 新型コロナウイルスで建設業界は中国を中心とした製品が入荷しにくくなっており、年度末の完成引渡しの際に合わないケースがでてきている。建設設計にはまだ影響はほとんどないが、講演会や講習会は中止で各種の委員会、会議も縮小やメール会議になりつつある。人込みには極力出ないようにしている。
	警備業 各種イベントが中止になり、今後も売上の減少が続くと考えられる。
ス	
業	管工事業 新型コロナウイルスの影響で、一部商品に受注停止や納期の遅延が発生している。長期化するとさらに影響が出そう。一方、公共工事による公告は順調である。
	電気工事 エンドユーザーの設備投資が活発になってきており、高圧設備の老朽化による更新時期が多くなっているようである。また、新型コロナウイルスの影響で品薄が発生しており、一般顧客からの問合せが減少。4月以降の売上は減少する見込み。
	空調設備工事 新型コロナウイルスの影響のために資材等が入りにくくなっているために現在の工事が遅れつつある。新たな工事着工の遅れも予想され、今後の先行きも不透明である。
	畳工事 経済指標は最悪である。組合活動もままならず、不安が増大している。
建	建 具 新型コロナウイルスが原因で品物の入荷が悪いものがある。(特に金物等)
設	道路貨物（横浜市） 新型コロナウイルス感染症に伴う経営への影響は受注先の休業等で売上が年間同月比20%ほど減少している組合員が散見される。加えて、景気の悪化や慢性的なドライバー不足等、経営を大きく圧迫している。先行きについても明るい兆しはなく、不安が増大しているのが現状である。
	道路貨物（横浜市） 人手不足。新型コロナウイルスの影響で案件のキャンセルが増加。
	個人タクシー 全組合員が危機的状況にあり、廃業を決意する者も始めている。高齢の方は廃業という選択肢もあるが、事業免許を取得したばかりの若い方にとっては、終わりの見えない過酷な状況にある。
業	歯科技工 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から歯科業界でも会議や大会などのイベントを延期・中止する動きが相次いでいる。本組合でも経営研修会を5月に延期した。今後も状況を見極めつつ、イベント等の取り扱いに悩まされそう。売上げも最悪で前年同月比半減となり収益状況は悪化した。
	不動産 不動産業界には新型コロナウイルスの影響は少ないようだ。住宅関連の部品がメーカーに入らず組立出来ないため、新築やリフォーム物件の引き渡しが遅れるなどの話は聞いていないが、これから厳しくなると考えられる。賃貸管理では、家賃の滞納が増える事が予想される。
そ の 他 の 非 製 造 業	

令和元年度補正『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』公募開始!!

現在、「ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金」の公募を以下のとおり開始しております。

1. 事業概要

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を補助金支援するものです。

2. 公募期間

公募開始: 令和2年3月31日(火) 17時～

申請受付: 令和2年4月20日(月) 17時～

応募締切: 令和2年5月20日(水) 17時(2次締切)

※以降は8月、11月、令和3年2月にそれぞれ締め切りを設ける予定となっております。

3. 前年度からの主な変更点

- ①公募が通年形式に、締め切りは3ヶ月おきに
- ②事業実施期間が5ヶ月から10ヶ月へ延長
- ③必要な添付書類が簡素化
- ④手続きが100%電子化
- ⑤対象経費をより明確化
- ⑥賃上げ要件の追加
- ⑦新規応募者を優遇
- ⑧新型コロナウイルスの影響にも一部対応
- ⑨一定の条件に基づき収益納付を免除

4. 公募要領・応募申請様式等

詳細は下記ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」をご覧ください。

また、本補助金の申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には最大2週間程度を要することがありますので、申請を考えておりまだ未取得の方は、お早めにご登録ください。

■お問合せ先■

本件の応募に関する不明点は、下記ものづくり補助金サポートセンターまでお問合せください。

【ものづくり補助金事務局サポートセンター】

受付時間: 10:00～12:00/13:00～17:00(土日祝日を除く) TEL: 050-8880-4053

URL: <http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

神奈川県中小企業団体中央会「応援キャラバン事業」を是非ご活用下さい!

「応援キャラバン事業」とは、中小企業診断士等の専門家が本会会員の中小企業組合に所属する組合員(事務所)を訪問し、店舗運営や経営のご相談にアドバイスさせていただき応援事業です。例えば、「店頭ディスプレイについてのアドバイスが欲しい」、「事業承継について相談したい」、「補助金の活用方法を教えてほしい」等といった様々な悩みを解決いたします。実施概要は下記の通りとなっております、費用は一切かかりません。ご興味がある方は、お気軽にお問合せ先までご連絡ください。



【実施概要】

募集期間: 令和2年4月～令和3年2月

費用: 無料

対象者: 本会会員に加入する中小企業組合の店舗(事業所)

実施条件: ①当事業は組合単位で申請頂くため、少なくとも傘下組合員5名以上が当制度を利用いただく必要があります。

②横浜市と川崎市に店舗(事務所)を設ける組合員は当制度をご利用できません。

派遣専門家: 中小企業診断士、ITコーディネーター、弁護士、社会保険労務士、建築士等

お問合せ: 本会 組織支援部 TEL: 045-633-5133

※ご相談内容を外部に公表することは一切ありません。

逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#32 おいしい秦野の水 -丹沢の雫-

「全国名水百選選抜総選挙 おいしさ部門」で全国第1位を獲得。丹沢にしみ込んだ地下水をくみ上げて使用しており、ミネラル分が多く、お茶やコーヒー等の他、香りを大切にするお料理にも好相性なのが特徴。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
 神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
 TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

現在、新型コロナウイルスの感染・拡大で多くの事業者様の事業活動に影響が出ているかと存じます。我々もこんな時だからこそ何か事業者様のお役に立てることがあるのではないかと考えています。何かお困りのことがございましたら、ご遠慮なくご相談ください。精一杯お手伝いさせていただきます。

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
 組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
 企画情報部 Tel 045-633-5134
 もしくは組合担当者まで

専務理事の

ちょっと役に立つ話

No.31

今回は「コミュニケーション・スキル」についてです。ここでいうコミュニケーションとは、人と人との意思疎通のためのやり取りを意味します。互いの考え方や価値観、育った環境、仕事の種類、分野などが同じであれば、コミュニケーションは易くなります。しかし、世代が違う、性別が違う、環境が違う、文化が違となると、いきなり難しくなります。

最近、企業では、若者の退職、女性の活躍、言葉や文化が異なる外国人材を受け入れなどが顕著になってきました。それにつれて職場でのコミュニケーションは、ますます難しくなる一方で、ますます重要になってきている気がします。よりよいコミュニケーションにはスキルを身につけることが有効です。そこで、おススメのものを一つだけ紹介します。それは「受容」と呼ばれているものです。

受容、つまり相手の話や行為を相手の気持ちになって受け止めることです。それには「自己覚知」というスキルが必要となりますが、これは少しややこしい概念ですので、解説は別の機会に譲ります。

さて、スキルを磨くにはトレーニングが必要です。本来は演習形式が効果的と思われますが、日常生活の中でできることもあります。たとえば「人が話し

ているときは、うなずきながら聞くこと」「人が話しているときに途中で口をはさみ話を引き取らないこと」「人の話がたとえ間違っていると思っても、いったんは肯定的に受け止めて相手の意見を頭から否定しないこと」を実践することです。

これが意外と難しい。人の話を聞いていると、つい自分の思っていることをいち早く表明したくなるものです。間違っていると思えば正面から反対したくもなります。でも、こうした人の話や行為を受容するトレーニングを1か月程度続けてみてください。「話をよく聞いてくれる人だ」という評価につながるかもしれません。それがコミュニケーションの第一歩となるはずです。

(参考文献: 拙著)『外国人診療ガイド』(2009) メジカルビュー社、『医療通訳学習テキスト』(2017) 創英社/三省堂書店、『医療通訳学習ガイド』(2020) 明石書店

5月いっぱい神奈川県中央会の専務理事を退任します。長らくのご愛読に感謝申し上げます。今後は、講習会や研修会の講師業に力を入れていきたいと思っています。

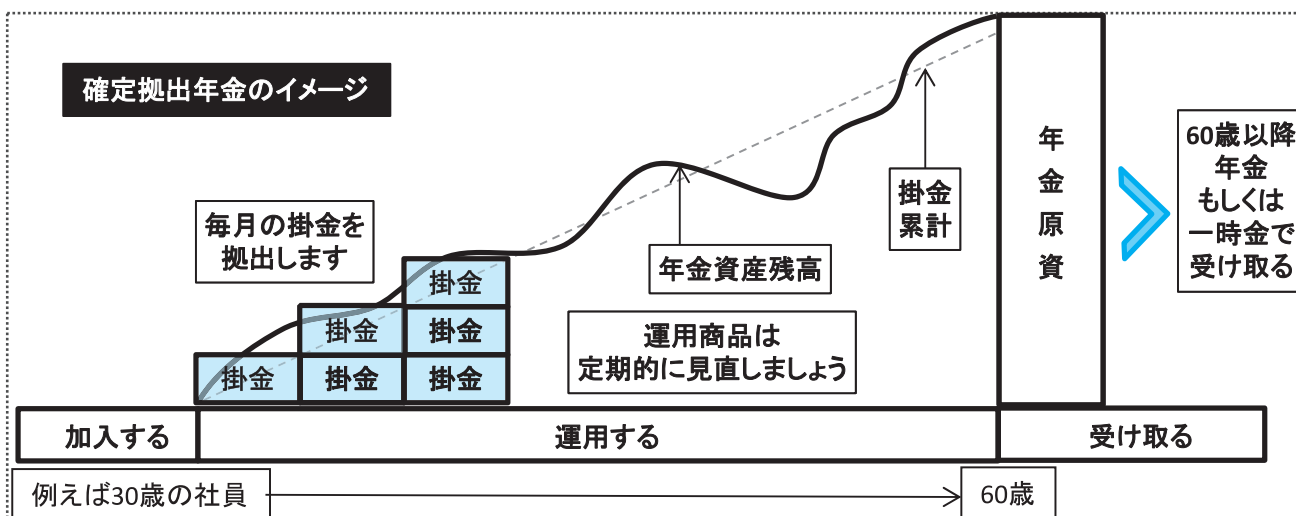
(西村)

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用



株式会社バリュー・エージェント
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

※5/1より社名変更しました
旧社名 株式会社神奈川保険グループ

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

＜ご連絡先＞【取扱代理店】
大樹生命保険株式会社
横浜支社 TEL: 045-345-4203

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所: 横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL: 045-461-8245
FAX: 045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31